

平成30年度 地籍調査事業 地籍測量業務委託

乙加宮4

仕様書

業務場所：雲南市三刀屋町

乙加宮

工 程：FGH工程

実施主体： 雲南市



表 訊 內 費 業 事

縮尺1/1000

工区 4 宫加力乙

測量工程交通費算定表(C・D・E委託,F1工程)

1

請負工区	乙加宮4
------	------

縮 尺	1 / 1000
-----	----------

工 程	標準日数	作業割合(%)	連乗計	面 積	外業日数	運転経費	金額
C工程					0.00		
D工程					0.00		
F I 工程					1.56		
F II - 1工程					1.56		
E工程(委)					0.00		
H工程(委)					0.00		
計							

※ E工程(委)はE工程・現地調査。 H工程(委)はH工程・申出に係る修正

## 打 合 セ 経 費 算 出 表 (定額)

※測量工程が複数地区あっても打合せは1回のみとする。

### ① 人件費

名 称	着手時	最 終	員数合計	单 位	单 価	金 额	備 考
技師	1	1	2	人			
技師補	1	1	2	人			
計							

### ② 交通費

名 称	着手時	最 終	日数合計	单 位	運転経費	金 额	備 考
技師・技師補	1	1	2	日			

打合せ経費計 ① + ②

\_\_\_\_\_

基 準 金 額 算 定 表

調査の区分 F工程(地籍細部測量F1)		縮尺	1/1000	標準作業量 1km <sup>2</sup> 233点(細部図根点)	作業条件	平坦地、農1、不整形地
費目	細目	種目	単価	数量	金額	摘要
直接作業費	直接人件費	主任技師				
		技師				
		技師補				
		助手				
		普通作業員				
		計				
	材料費	多角点プロ坑C				
		雑品				
		計				
	機械経費	TS 2級 パソコン				
		計				
		維修器具				
		計				
		小計				
	精度管理費	計				
		計				
	小計					
	消耗品費	計				
		計				
	合計					

# 表 定 算 領 金 準 基

調査の区分		F工程(一筆地測量FII-1)		縮尺	1/1000	標準作業量		11km <sup>2</sup>	2880点(筆界点)	作業条件	平坦地、農1、不整形地
費目	直接作業費	細目	直接人件費	種目	単価	数量	金額	摘要	要		
				主任技師							
				技師補							
				助手							
				普通作業員							
				計							
				多角点プロ坑C							
				雑品							
				計							
				TS 2級							
				ノボノコン							
				雑器具							
				計							
				小計							
				精度管理費							
				小計							
				消耗品費							
				計							
				合計							

# 表 定 算 額 金 準 基

表 定 算 額 金 準 基

# 表 定 算 額 金 準 基

基 準 金 額 算 定 表

調査の区分	H工程 地籍図複製(複図) 新図郭(A3版)	縮尺	標準作業量	100枚あたり	作業条件	摘要
費目	細目	種目	単価	数量	金額	
直接作業費	直接人件費	主任技師 技師 技師補 助手 普通作業員 計				
	材料費	原図(新図郭)				
		雑品 計				
	機械経費	プロツタ ハノコシ 計				
		雑器具 計				
		小計				
		小計				
		1枚あたり				
		消耗品費				

# 国土調査（地籍調査）事業 地籍測量（F I F II-1 F II-2 G H工程）特記仕様書

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 本仕様書は、雲南省が国土調査法に基づき実施する地籍調査事業に伴う細部測量・地積測定・地籍図作成の作業方法等について定めるものである。

### （作業規定）

第2条 本業務にあたっては本仕様書のほか請負契約書及び下記の法令等により行い、疑義を生じた場合には監督職員と協議し実施すること。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- (3) 地籍調査作業規定準則（昭和32年総理府令第71号）

※平成28年4月12日国土交通省令第42号改正

同運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）

※平成29年2月20日国土籍第324号国土交通省土地・建設産業局長改正

- (4) 地籍図の様式を定める省令（昭和61年総理府令第54号）

- (5) 地籍調査事業工程管理及び検査規定

（平成14年国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）

※平成28年8月22日国土籍第119号国土交通省土地・建設産業局長改正

- (6) 地籍調査成果電子納品要領

※平成29年4月改定

- (7) 雲南省公共測量作業規定

### （計画）

第3条 請負者（以下「乙」という。）は、業務着手前に作業実施計画書、着手通知書、業務工程表、管理（主任）技術者通知書、照査技術者通知書等、雲南省が定める書類を作成し、発注者（以下「甲」という。）に提出しなければならない。また、その計画を変更しようとする時も同様である。

### （秘密厳守）

第4条 (1) 乙は、業務上知り得た個人情報を外に漏らしてはならない。  
(2) 業務上収集した情報を甲の許可なく複写及び加工し、庁外に持ち出してはならない。  
(3) 甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は甲に返還する。乙が作成した個人情報等は廃棄しなければならない。

### （身分証明書及び土地立ち入り）

第5条 (1) 乙は業務実施にあたり、国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があればこれを提示する。  
(2) 調査のため他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者又は既住者にその旨を通知すること。

### （補償）

第6条 業務実施にあたり、乙が第三者に与えた損害は、乙の責任において補償するものとする。

### （訂正）

第7条 乙は、検査終了後であっても、成果の誤りがあった場合は、責任をもって直ちに訂正しなければならない。

### （保安）

第8条 乙は、本業務中交通の妨害となるような行為はもちろん、公衆に迷惑をおぼさないよう次の各項により作業しなければならない。

- (1) 交通及び保安に關係ある作業については、あらかじめ所轄官公庁と十分な打ち合わせの上施行すること。
- (2) 本業務従事者は常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。
- (3) 本業務中事故が生じた場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について速やかに甲に報告すること。

### （協議）

第9条 本業務の実施にあたり、協議が生じた場合はその都度、業務打ち合わせ簿を作成し内部決裁の後2部提出すること。

## 第2章 業務の概要

### (業務個所)

第10条 調査地区及び事業量は次のとおりである。

(1) 調査地区 乙加宮4工区

(2) 事業量 1.56km<sup>2</sup>

※ F I F II-1工程実施面積 1.56km<sup>2</sup>

### (業務内容)

第11条 乙は契約締結後、速やかに作業計画を甲に提出し、その承認を受けなければならない。なお、細部測量・地積測定・地籍図作成工程及び作業内容は下記のとおりとする。

#### 〈細部測量・地積測定・地籍図作成〉

細部図根測量は地形及び視通の状況等により地籍図根多角点等では、一筆地測量が困難な場合は多角測量法または、放射法により細部図根点及び数値図根点を設置するものとする。

一筆地測量は細部図根点等を基礎として、数値法により境界杭の座標を測定する。筆界点の座標計算を行うものとする。

仮原図を作成し、結線及び地番等の照合を行うものとする。

原図はポリエステルフィルムを使用し、筆界点の座標値により自動製図器にて作成するものとする。その後、地籍図一覧図及び筆界点番号図を作成する。

面積測定は、数値法により求めた筆界点の公共座標にて地番ごとに座標法で面積計算を行い、地区外周面積と各筆の合計面積との比較を行う。また、面積測定成果簿は地番順に作成し地目別集計表も作成する。

複図作成は、地籍図の複製においては地籍図に変形を与えるような方法を用いてはならない。ひずみがなく、鮮明であり、十分な耐久性が保証されること。

F I F II-1 F II-2 G H の工程	作業内容
〈地籍細部測量〉	
細部図根測量の準備	作業体制の確立 作業進行予定表の作成
選点及び標識の設置	選点及び杭の設置
観測及び測定	観測及び測定
計算	計算
細部図根点網図の作成	細部図根点網図の作成
一筆地測量の準備	作業体制の確立 作業進行予定表の作成
観測及び測定	観測及び測定
計算及び筆界点の点検	精度管理表（細部図根点測量・一筆地測量）の作成
仮原図の作成	原図の仮作図及び照合点検
原図の作成	原図の作成
筆界点番号図及び地籍図一覧図の作成	筆界点番号図及び地籍図一覧図の作成
取りまとめ	細部図根点成果簿の作成 筆界点成果簿の作成
〈地積測定〉	
作業の準備	精度管理表の作成
測定、計算及び点検	地籍測定成果簿の作成
取りまとめ	
〈地籍図の作成〉	
複図の作成	複図の作成

### (作業に関する業務報告)

第12条 乙は地籍調査業務中、原則として作業の進捗状況を隨時、監督職員に報告するものとする。

### (提出書類)

第13条 乙は甲が示す関係様式を添えて、成果品を提出しなければならない。

成果品は全ての甲の所有とし、甲の承諾を受けないで他に公表、貸与してはならない。

## 第3章 業務の実施

(現地調査の実施)

第14条 調査日程については、筆数・面積等を十分に考慮し、日割及び作業班体制を決定すること。その決定については、監督職員と協議を行うこと。

(標札等の設置)

第15条

(1) 標札及び測量標示杭等（又は標示板）は、土地所有者その他の利害関係人の承諾の元、設置する。

## 第4章 検査及び成果品

(検査)

第16条

(1) 工程管理を地籍調査事業工程管理及び検査規定及び地籍調査事業工程管理及び検査規定細則によりを行い、全作業完了時には乙において十分な自社点検を行った後、甲の検査を受けるものとする。その際、工程管理の記録及び検査の記録等の提出を行うこと。

(2) 修正箇所がある場合は、乙は速やかに修正を行わなければならない。

(本業務の納入成果品)

第17条

地籍測量諸簿

- (1) 地籍測量総括表
- (2) 細部図根点精度管理表（細部多角点・細部放射点）
- (3) 細部多角点成果簿・細部放射点成果簿
- (4) 一筆地測量精度管理表
- (5) 筆界点成果簿
- (6) 地積測定精度管理表
- (7) 地積集計表（地目別・区域別）
- (8) 地積測定成果簿（地番別）
- (9) 細部図根点網図（1枚）
- (10) 地籍図一覧図（1枚）
- (11) 成果電子納品仕様磁気記録（CD-R又はDVD-R）
- (12) 仮原図及び筆界点結線図
- (13) 閲覧図
- (14) 筆界点番号図
- (15) 地籍図原図
- (16) 地籍図複図（2セット）
- (17) 法務局へ提供するための図面データ及び地籍簿テキストデータ  
（地籍フォーマット2000）2セット
- (18) 工程管理及び検査の記録表
- (19) その他監督職員が指示するもの

## 第5章 業務の継続性

(後続業務受託業者との調整)

第18条 同一工区にかかる地籍調査測量工程業務及び一筆地調査業務については、次年度以降も引き続き後続業務を行うため、引き継ぎが可能な状態に保ち、後続業務の受託者へ無償で引き継ぐこととする。

## 第6章 その他

(その他)

第19条 本業務の遂行にあたり、主任技術者・照査技術者は地籍調査の専門技術を有する者（社団法人日本国土調査測量協会認定の地籍調査管理技術者、社団法人全国国土調査協会認定の地籍主任調査員）が望ましい。

第20条 その他、実施に際して疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上定めるものとする。

実施地区の状況及び測量方法、縮尺、精度区分データ表

計画区コード	20153220904	
計画区名	乙加宮4	
計画区面積	1.56	
着手年度	平成27年度	
実施工程	F I F II -1F II -2GH(複)	
F I 工程区分	②地籍図根多角測量省略	
C工程区分	-	
調査前	総筆数 一筆地平均面積	852 1,831
調査後 (前×0.7)	総筆数 一筆地平均面積	587 2,658
F I -F II -1 工程実施面積	1.56	
F I -F II -1 調査前	総筆数 一筆地平均面積	852 1,831
F I -F II -1 調査後 (前×0.7)	総筆数 一筆地平均面積	587 2,658
縮 尺	1/1000	
精 度	乙1	
傾斜条件	急傾斜地(1)	
視通条件	山I	
筆の形状	不整形地	
(周長)2/面積	92.30	
計画区からの距離	10.00	
市町村境界の有無	無	
数値情報化の有無	無	
特記事項		